

令和元年度第2回
文京区景観づくり審議会議事録

日時：令和2年1月20日（月）

13：29～15：37

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○有坂幹事 景観づくり審議会の開催に先立ちまして、事務局から傍聴の方にお願ひ申し上げます。表彰式の際は、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。また、本日はケーブルテレビの収録を行っております。どうぞご了承ください。

ただいまより令和元年度第2回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。あらかじめ送付させていただいた資料として、次第、名簿、座席表及び右肩に資料第1号と書かれたA4の用紙がそれぞれ1枚、机上に「文京区景観計画」をご用意しております。

なお、「文京区景観計画」につきましては、審議会終了後に回収いたしますので、机の上に置いたままにさせていただきますようお願い申し上げます。

お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、お声をおかけください。よろしいでしょうか。

次に、委員・幹事の出席状況についてご報告いたします。伊藤委員、遠藤委員、藤塚委員、大川幹事、川西幹事、吉田幹事の6名から欠席のご連絡をいただいております。

本日は、過半数の委員にご出席いただいておりますので、本審議会は成立いたします。

本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第のとおり、初めに「第19回 文の京 都市景観賞」の表彰式を行い、途中休憩を挟みまして、審議会を再開したいと思います。

それでは、「第19回 文の京 都市景観賞」の表彰式を始めさせていただきます。表彰式の開会に当たりまして、成澤区長よりご挨拶を申し上げます。区長、よろしくお願ひいたします。

○成澤区長 皆さん、こんにちは。区長の成澤でございます。本日は景観づくり審議会の場をおかりいたしまして、「第19回 文の京 都市景観賞」の表彰を行わせていただきます。受賞された皆さん、本当におめでとうございます。

今回の都市景観賞は3つでございます。景観創造賞には、55年前の建築物でありながら、今なお先進的なデザインで良好な景観形成に貢献している「東京カテドラル聖マ

リア大聖堂」、ふるさと景観賞には、起伏に富んだ区の地形をあらわす「しろへび坂」を、そして景観広告賞には、風情ある看板や展示スペースが特徴的な「本郷 三原堂」を選定することとなりました。どの物件も本区の魅力的な景観を形成していく上で大切なものであり、今回の都市景観賞を通じて本区の魅力をさらに発信してまいりたいと存じます。

審査に当たりましては、岸田会長をはじめ、委員の皆様方には書類審査や現地調査等厳正な審査をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

今回も文の京にふさわしい景観賞を選ぶことができまして、日ごろからのお力添えに感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○有坂幹事 ありがとうございます。

これより第19回文の京都市景観賞受賞者の皆様に表彰状を授与いたします。区長、よろしく願いいたします。

初めに、景観創造賞を表彰いたします。この賞は、地域のまち並みにふさわしい景観を新たに創造している建築物などを表彰するものでございます。

景観創造賞は、「東京カテドラル聖マリア大聖堂」でございます。

受賞者は、カトリック東京大司教区大司教、菊地功様、推薦された菊地正矩様と山森進様でございます。

本日は、大司教、菊地様が所用によりご欠席でございますので、東京教区本部事務局事務局長、カトリック司祭の浦野様にお越しいただいております。

浦野様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京 都市景観賞 景観創造賞 東京カテドラル聖マリア大聖堂

カトリック東京大司教区 大司教 菊地功様

十字架の平面形状を持つ美しいフォルム。目白台の高台にあり、今も現代建築としての先進的なデザインによって文京区の中の特別な景観を生み出しています。

令和2年1月20日 文京区長 成澤廣修

ありがとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 菊地様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京 都市景観賞 景観創造賞

推薦者 菊地正矩様

あなたが推薦された「東京カテドラル聖マリア大聖堂」は、文の京 都市景観賞 景観創造賞に認められました。よってここに表彰します。

令和2年1月20日 文京区長 成澤廣修

ありがとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 山森様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京 都市景観賞 景観創造賞

推薦者 山森進様

あなたが推薦された「東京カテドラル聖マリア大聖堂」は、文の京 都市景観賞 景観創造賞に認められました。よってここに表彰します。

令和2年1月20日 文京区長 成澤廣修

どうもありがとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 次に、ふるさと景観賞を表彰いたします。この賞は、区民に身近なものとして親しまれ、心のふるさととして景観形成に貢献しているものを表彰するものでございます。

ふるさと景観賞は、「しろへび坂」でございます。

こちらの物件につきましては、坂の上から望むと建物の狭間にスカイツリーが姿を現わします。上中下三段からなる階段状の坂道は、区内に残る急峻な地形を今に伝えていることから選定されたものでございます。

受賞者は、推薦された鈴木正和様でございます。

なお、しろへび坂は道路であるため、所有者の表彰は行いません。

鈴木様、どうぞ前へお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞

推薦者 鈴木正和様

あなたが推薦された「しろへび坂」は、文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞に認め

られました。よってここに表彰します。

令和2年1月20日 文京区長 成澤廣修

どうもありがとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 続きまして、景観広告賞を表彰いたします。この賞は、周辺景観に配慮し、調和している優れた屋外広告物を表彰するものでございます。

景観広告賞は、「本郷 三原堂」でございます。

受賞者は、三原堂製菓株式会社本郷三原堂代表取締役社長、大森葉子様、推薦された山口勝様でございます。

大森様、どうぞ前へお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京 都市景観賞 景観広告賞 本郷 三原堂

三原堂製菓株式会社本郷三原堂 代表取締役社長 大森葉子様

看板の字体に老舗店の雰囲気醸し出され、季節の行事を楽しめるガラス張りの飾り棚も行き交う人々の目を惹きつけます。よってここに表彰します。

令和2年1月20日 文京区長 成澤廣修

どうもありがとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 山口様、どうぞ前にお進みください。

○成澤区長 表彰状

文の京 都市景観賞 景観広告賞

推薦者 山口勝様

あなたが推薦された「本郷 三原堂」は、文の京 都市景観賞 景観広告賞に認められました。よってここに表彰します。

令和2年1月20日 文京区長 成澤廣修

どうもありがとうございます。

(拍手)

○有坂幹事 ありがとうございました。

ここで、都市景観賞の選考審査をしていただきました本審議会会長から、総評を兼ねてご挨拶をお願いいたします。岸田会長、よろしくをお願いいたします。

○岸田会長 景観づくり審議会の岸田でございます。本日は都市景観賞を受賞され、まずはお祝い申し上げます。おめでとうございます。

19回目となる今回も、多くの特徴ある景観を推薦いただき、2019年というこの年にふさわしい、あるいは思いがけない発見がある、そうした景観が選ばれました。

まず、ふるさと景観賞の「しろへび坂」ですが、ふだんはなかなか気づきにくい眺望を意識させていただける、そういう場所です。スカイツリーという東京の新しいシンボルと、文京区の古くから親しまれてきた坂道が重なり合って生まれた場所と言えます。ここを発見された推薦者の慧眼に驚くばかりでございます。

坂上には、区の記念館だと思いますが、さきに景観賞に選ばれた森鷗外記念館がございます。このしろへび坂の眺望とあわせて考えてみると、東京湾を遠望できた記念館の前身「観潮楼」、要するに海を見る建物ということですが、観潮楼の名の由来がよく理解できると思います。

次に、広告賞の「三原堂」は、店舗全体として伝統的な意匠を組み合わせ、季節感を反映させたディスプレイを工夫し、日本の食文化の伝統にも通じる点が評価されたと思います。

最後になりましたが、景観創造賞に選ばれた「東京カテドラル聖マリア大聖堂」、これは先ほど成澤区長のご説明にもありましたように、丹下健三さんが設計されたカトリック教会の傑作です。また、東京のカトリック大司教座が置かれるカトリック信仰の、ある意味、拠点でもございます。

このマリア大聖堂は、昨年2019年、38年ぶりに日本にローマ教皇が来られ、教皇をお迎えした、正にその同じ年、同じ月、19年11月に当区の景観賞に選ばれ、そして教皇ご自身、確か青年との集いに出席されるため、この聖堂にお越しになりました。そして、日本を離れる前の最後の教皇主催のミサが行われた場所も、区内の東京ドームでございました。

日本には、教徒はキリシタン、あるいはバテレンと呼ばれていた戦国時代からカトリック信仰が続いております。文京区もそうしたカトリック信仰の歴史の一角につながる、そういうカトリック信仰の場所であることを改めて感じさせてくれる受賞だったという思いがします。

いずれの受賞景観も落ち着いた文京区的生活文化に支えられながら、新しい文化も発信できる区の姿を表しているように思います。

現在、日本の都市は、変貌し続ける場所から持続する生活を楽しめるような場所に変わっていくことが求められております。文京区の景観はこれからの、言ってみれば日本の都市が向かうべき一つの姿を表現していると思います。

改めて受賞された皆様方にお礼申し上げますとともに、お祝い申し上げます。おめでとうございます。

○有坂幹事 ありがとうございます。本日表示いたしました都市景観賞につきましては、区報ぶんきょう 2 月 1 0 号及び区のホームページに掲載を予定しております。また、今回受賞されましたものと歴代の表彰物件を、シビックセンター地下 2 階の区民ひろばにて、3 月 6 日金曜日から 3 月 1 0 日火曜日までの間、パネル展示を行います。皆様お立ち寄りいただければ幸いに存じます。

さらに、都市景観賞のリーフレットを作成いたしまして、他区への配布や窓口等に備えつけるなど PR を図ってまいります。

以上をもちまして、「第 1 9 回 文の京 都市景観賞 表彰式」を終了とさせていただきます。受賞者の皆様、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。これからも文京区の景観づくりにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後にいま一度、受賞者の皆様に盛大な拍手をお願いいたします。（拍手）

それでは、ここから休憩時間を利用して記念写真の撮影を行いたいと思います。受賞者の皆様は机の前へご移動ください。区長と岸田会長は、受賞者席の前列中央に移動をお願いいたします。

ほかの委員、幹事の皆様は休憩とさせていただきます。休憩時間は 1 0 分とさせていただきますので、1 時 5 5 分から審議会を再開したいと思います。委員の皆様は前の扉をご利用ください。

なお、区長は所用がございますため、記念写真撮影後、退席させていただきます。

（記念写真撮影）

（成澤区長退席）

（ 休 憩 ）

○有坂幹事 それでは、お時間になりましたので、審議会を再開させていただきます。

まず、会場のマイクの使用方法でございますが、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきますようお願いいたします。

ここからの進行は岸田会長にお願いすることといたします。岸田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸田会長 今日は、2018年から19年3月までの昨年度の景観事前協議の報告をしていただきます。報告事項1の景観事前協議の実績等について、事務局より説明をお願いいたします。

○有坂幹事 景観事前協議の実績等については、資料第1号に平成30年度の実績をお示ししております。資料第1号の内容につきましては、この後、景観アドバイザーから景観事前協議制度のご説明を行っていただきますが、その内容と重複いたしますので、私からの説明は割愛させていただきます。

それでは、ここで景観アドバイザーをご紹介いたします。文京区では、4名の景観アドバイザーに、景観事前協議において助言や指導をお願いしています。今日は、アドバイザーを代表してご参加いただきました文京区景観アドバイザーの崎谷さんです。

○崎谷アドバイザー どうも崎谷です。よろしくお願いします。

○有坂幹事 それでは、崎谷さん、景観事前協議制度等のご説明をよろしく願いいたします。

○崎谷アドバイザー それでは、私のほうから、景観事前協議制度の報告ということでお話しさせていただきます。資料はお手元にもあるんですけども、前のスライドでご説明したいと思いますので、前のスライドをご覧ください。

ご存じの方も多いと思うんですけども、文京区の景観事前協議制度というのは平成12年から実施をしております、景観ガイドラインが2000年度にできまして、その後、色彩ガイドライン、屋外広告物のガイドラインが2008年度というふうにちょっとずつ制度を拡充しながら進めてきたわけでありまして、大きかった制度の改変として、景観計画が2013年度にできたというのがあります。

2013年度に景観計画ができて以降、前に示しているのは毎年やっている協議の回数ですけども、数が大きく伸びております。2014年度から18年度の5か年において、おおむね170件から220件程度の協議件数ということで推移をしております、ここ二、三年は数は減少傾向ではございますが、大体これぐらいのオーダーの協議をやっているということでございます。

昨年度、2018年度の協議における、いろんな建築行為、開発行為がございまして、その種別の内訳を示したのが前のグラフになっていまして、2018年度は172件

のうち建築物が45.1%で、長期優良住宅が30.3%、続いて広告物が15.4%ということで、見てもらうと分かるように建築物、長期優良住宅、広告物で約90%の割合を示しているというのが、行為の種別の内訳でございます。

この行為の種別の内訳の推移もご覧いただこうかと思うんですが、これに関しても2016年度から2018年度の3か年において、例えば長期優良住宅、左から2つ目のこちらのグラフでいうと、3割ぐらいで推移しているというのが分かると思いますが、建築物はちょっとずつ増えていって、先ほどご報告しましたように45.1%になっています。こういった割合で、建築物自体がやや増加傾向にあるというのでも分かるかなと思います。広告物は少し数が減ってきておまして、いろんな制度と数の絡みはどうかというのはなかなか難しいんですけども、状況としてこういったことがありますということでご報告いたします。

文京区の景観特性についてですけれども、お手元の景観計画にございますとおり、文京区らしい景観というのは地形とか、歴史・文化とか、まちのまとまり、都市骨格、いろんな地域拠点、緑、人々の活動、こういった7つぐらいの大きな景観の特性を基にして、示していますように景観特性基準及び地区限定基準というものを設定しております。これに基づいて行政指導等を進めているということでございますが、先ほどの景観特性をもう少し詳しく述べたような形になるかと思えます。

この基準の適用の推移というのも見たいと思うんですが、景観特性基準、いわゆる地形といったものの基準や、地区限定基準というものが正面の真ん中と右手のグラフですけれども、これは全体の数からすればちょっとずつ減ってはきているものの、協議している案件の半数以上が、この景観特性基準や地区限定基準にかかってきておりますので、あらかじめ作成された景観計画というものが、うまく協議案件に関して適用されているということも分かるかと思えます。

景観事前協議制度の中で主な指導内容ということで、どのようなことを指導しているかという話であります。先ほどの基準に照らし合わせながら配置、建物の外壁や屋根の色彩とか、あとは建物の周りの駐車場とか駐輪場、床の仕上げ、それから緑、そういったものが沿道の方や周辺の景観に対してどうかということを見て、それで指導という形でやっております。

この指導内容についてもいろいろありはするものの、この数年の中で指導内容の数として多くなってきているものが駐車場や駐輪場、緑、外構など、そういった建物そのも

のよりも、建物の周りの状況についてコメント、指導をさせていただいていることが多くあります。

一方で、建物の配置とか装飾等の指導は少しずつ減ってきてはいるんですけども、特に建物の配置や何かは、実際にでき上がる景観形成に大きく影響するところではあるんですけども、指導として配置の変更などまでは行き及んでないということでありませう。色彩などもある程度ガイドラインに則って、ちょっとずつ協議は進められていることもあって、指導の中で強く色について要請するようなことは、最近減ってきたのかなという印象がございます。

景観の事前協議の目標というものを、我々アドバイザー4人おりますが、いろいろ話しする中で、景観計画に基づいて文京区の景観特性を生かして、できればエリアの価値を高めていくようなあり方として、この協議がうまく機能するといいと思って日々やっております。

今日は、昨年度とかここ数年の協議案件の中から、具体案件を少しご紹介したいと思っておりますが、1つ目が教育施設ということで、目白台にございます日本女子大学の図書館の件でございます。こちらは2019年4月に供用開始されておりますが、日本女子大学は、2022年か3年だと思っておりますけれども、創立120周年を迎えられるということで、日本女子大学出身の建築家の妹島和世さんにキャンパス全体のランドデザインを委託されておまして、一部図書館が2019年4月にでき上がるという状況です。敷地は目白通りと豊坂の交わる部分の所にありまして、ここは坂道基準や歴史・文化的建造物基準、幹線道路等基準、緑のまとまり基準という、先ほどの景観特性基準、地域特性基準が適用されているわけでありませう。文京区は、大学や学校関連施設の多い区でございますので、こういった学校施設がエリアの価値などをある程度決めていくような部分もあるのかなと思っております。

主な要請事項ということで、この協議案件に限らず、素材や仕上げ、仕様等の確認をサンプル等を用いて行っていたりとか、あとは提出されてくる資料の中で、一部こちらで判別がしづらい内容について不足資料をお願いしたりとか、あとは場合によっては、より細かい詳細図面の提出等を求めることもあります。例えば学校のような大きな施設であっても、歩行者とか利用者の安全上や景観上の配慮は大丈夫かとか、そういった面も含めて要請や確認をしているわけですけども、日本女子大学の場合はオープンスペースの確保という、敷地と周りの境界部分のつくり方で、オープンスペースの確保が一

つ協議の中でポイントとなったことがございました。

これはちょっと見づらいんですけども、上から見た平面図になっていまして、白抜きになっているところは建物が計画されている箇所、周りの部分が外構や周辺道路との用地境界ということですけども、左下に赤枠で示している部分は、当初計画だと敷地と道路の間に植栽が計画されていました。こちらが坂道になっているわけですけども、ここに横断歩道が、短いんですけどもありまして、狭くはあるんですけども、歩道があつて、横断歩道があつてという中で、この中にもう少し歩行者とか利用者の方が広く使えるようなことはできないでしょうかということ、設計者の方にご依頼申し上げたところ、最終的に協議後の計画として示されたものを見ますと、植栽の低木を少し減らす形で、人が使えるスペースをとってもらったという経緯がございます。

これが完成した状況の写真で、元々はこの辺まで植栽とフェンスで計画されていたものを少しセットバックしてもらって、道路からスムーズに出入りができるようになった例でございます。これは協議の成果というよりも、建築設計者の方のほうでもいろいろと調整された中での最終的な判断とは思いますが、こういった状況が完成後の状況です。

これが豊坂を下りていっているところの敷地境界の設えになるんですけども、このフェンスと緑がそのまま、先ほどの横断歩道の近くまでいくような計画だったものと思われまます。

次に、集合住宅の事例で、こちらは千石の事例であります。敷地は千川通りと猫又坂、白鷺坂が交わる部分になりまして、こちらも坂道基準と幹線道路等基準が特性基準として適用されている場所であります。こちらも平面図ですけども、外構、いわゆる建物の周りにおけるつくり方によって沿道景観が形成されていくということで、元々沿道に対する緑地の配置が多かったわけですけども、実際に表通りに面してない所でもこのように沿道景観に効果的な緑化が行われるという事例です。

これも裏手の通りなんですけども、プライバシーの保護と沿道景観の形成が両立された事例かと思えます。協議の中では、こういったことについてより推奨していくようなコメントをさせてもらっています。

これは表通りからの写真ですけども、少し看板等は立っておりますが、なくなれば非常に豊かな景観になるんじゃないかと思えます。

事例の報告3つ目ですが、これは長期優良住宅になりまして、小日向の事例になります。景観計画ができてから長期優良住宅が協議の案件に上がってくるようになったわけ

ですけれども、小日向は特性基準がなくて、一般基準のみのエリアではあるんですけれども、住宅地としてエリアの価値とかブランドを守っている所でありまして、元々設計の方の配慮がある程度行き届くようなエリアなのかなと思っています。

これは既存樹木の保存による景観形成をされている事例で、元々協議の資料として提出されたときから、既存樹木は保存していきますということで出されたものです。

これが完成後の写真で、キンモクセイと敷地内のウメ、マキ、ツバキといったものを残しながら新築された例です。

こういった既存樹木を残しながらも門扉などの手前に新植して、今までの植栽と新しい植栽が融合しているような景観の例です。

この写真は、実は隣の建物の敷地も大きなイチョウの木があって、これもおそらく隣地でもずっと大事にされてきた樹木であろうと思うんですが、こういった隣地の保存樹木と新しくつくられる建物で既存樹木をうまく保存しながら計画されていくことで、そういったものが連担して、長い目で見て長期的に景観がつくられていくであろうという例です。

事例報告の4つ目で、根津の重点地区における例ですけれども、根津は皆さんご存じのとおり、文京区内で唯一重点地区ということで指定されているわけですが、温かさとか落ち着き、風情、そういったものが根津の特徴ですねということで、軒先の緑や生活感、こういった形で出てくるのが特徴になっています。

これも景観計画の中で、根津の景観特性ということで、5つぐらいにこうやってまとめられているわけですが、最近、間口が比較的狭い戸建て住宅の建替えが根津でも進んでおりまして、そういったものに対して事前協議の中でいろいろ協議を進めています。

今日はそのうちの一つをご紹介したいと思うんですけれども、重点地区は右上に示している赤いハッチがかかっているエリアになるんですけれども、下町風情のあるまち基準と、2つ目が景観形成重点地区基準ということであります。

これがその平面図になるわけですが、外構に植栽なども地植えして、長く緑の景観が保たれていくようにということはしているんですけれども、かなり敷地が狭いこともあって、具体的にできることは限られているんですけれども、それでも格子による目隠しとか明度の低い仕上げを施してもらったりとか、それから草目地等でちょっと緑を入れてもらうといった形で、間口は狭いんですけれども、丁寧に設えをしてもらうこ

とで景観が少しずつ形成されていっているという事例になります。

このように景観事前協議では、景観計画に基づいて、文京区の景観特性を生かしたエリアの価値を高めようというふうにしてやっていますが、既に景観計画というのが既存の魅力を基につくられていて、一定の成果というものはここ四、五年のアドバイザー会議の中でも感じてはいるんですけども、景観計画でいわれている既存の魅力は大事なんですけども、それを基にして新たに文京区のエリアの価値をどのようにつくっていくかという、守るという部分と少し新しく価値を文京区の中でもつくっていくといった必要性があるのかなというのが、いろいろな協議を通して今感じているところであります。

簡単ではございますが、事前協議制度の報告という形で、我々アドバイザーが行っている指導の内容や効果についてご報告させていただきました。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。

それでは、今、ご報告いただきました説明の内容について何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

○土田委員 僕も今、はっと気がついて、毎年1月に景観事前協議の状況について、今年は何件でしたという報告だけがずっとあったので、確か去年の審議会で件数だけではなくて、アドバイザーの方たちもご苦労されているということも含めて、少し実態的な内容も補足説明して欲しいということで、多分今日こういうご説明があったんだと。すみません。言った本人が忘れていて、今ふっと思い出して、大変失礼いたしました。

若干話がまとまらなくて恐縮ですけども、文京区の景観計画はいい意味で特殊で、件数の話もございましたけれども、他区で実際アドバイザーを入れてやっている件数はこんなに多くないというか、もっと簡単に言うと、規模で1,000とか3,000という、大規模建築を重点的に景観計画で事前協議を調整するというのが多いんですけども、先ほどご説明にありました優良住宅といっているのがとても小ロットで、文京区の特徴ですけども、良好な住宅地もたくさんある中で、出る杭を打つだけの景観計画では、多分、景観の優良性が維持できないだろうと。これは清水先生が初め景観計画をつくられたときの議論だと思うんですけども、小さな住宅も非常にきめ細かく対応されているというのを今日改めてお伺いして、並々ならぬ努力だなと感じました。

意見というわけではないんですけども、最後におっしゃられた守るところと

つくるというところで、これはとっても重要な指摘で、アドバイザーの方たちからそういう生の意見がこの審議会に出てくること自体が、ある種のきっかけになればと思っているところです。

ただ、現実的には、これは前にも申し上げましたというか、要は景観法自体を僕はあまり快く思っていないので、こんなことを引き受けておきながら大変恐縮なんですけれども、景観自体は法的拘束力のあるものというよりは住民同士のマナー、要はここに生きていくということのある種の文化度のレベルの表出というふうに考えると、行政が関与して、しかもその手段としてのアドバイザーの方たちが行政マンのトレンドで努力をしても限界のあるところがあって、そこは基本的には既存のストックに意味と価値づけをして、それを維持するというのが、一つ景観法のトレンドになる協議調整方法の流れだと思っています。

これは当然、簡単な話ではないですけれども、議論していくべき必要があると思いますのと、もう一つ今の基準の流れの中で最後にあった、重点地区の基準が出てきました。これは説明の中でご理解いただけるとは思いますけれども、そのほかのものはターゲットが単体なんです。最後の重点地区は調整するのは単体なんですけれども、あくまでターゲットは面的エリアなんです。なので、これは詳細は忘れちゃったけれども、地域の理解がないと面的にはかけられない類いの基準なので、地域の合意が得られているんです。

なので、そこには一種のコミュニティとか、景観に対する意識のまとまりというのが存在しているとすると、重点地区等々でアドバイザーの、今の案件に上がってきての係わりではなくて、もう少し積極的に、広告も含めてどうしていこう、こうしていこうという取組の可能性を持っているところかなと思っているので、段階を踏むという意味でどこからどういう議論を進めるかということだとは思いますが、最後のおっしゃっていただいた、つくるというところのトリガー（きっかけ）としては重点地区系の所での成果を再確認しながら、次の展開みたいなものを是非、審議会での議論ではないと思うので、どこかでワーキングでも事務局でもつくっていただいて、議論するみたいなのはどうかなと感じました。

すみません、長くなりまして。ありがとうございました。

○岸田会長 ありがとうございます。先生の言われたご指摘は大きな課題があると思います。面的に積極的に、むしろある方向性を出すということなんですかね。一方的に決め

るわけにもいかないもので、どうやってその合意形成をするかというあたりが一番大きな悩みでございますね。

そのほかにもございますか。

○崎谷アドバイザー 今のお話で1つだけ補足をすると、先ほど報告したのは協議に上がってきたものですが、実際、根津のまち、重点地区のまちを歩くと、例えば古い建物を少し改修しながら、若い人が豊かに暮らしている様子なども結構見受けられるので、ああいったのは協議対象ではないんだけど、実は根津の新しいエリア価値をつくっていったのかなという気もするんです。

そういったものを、例えば景観審議会の中で少し検証していくとか、そういったことでもおもしろいのかなとか、景観計画に書いてあるものは、先ほど根津の中で紹介した温かさとか風情とか、そういったところでまとめられてはいるんですけど、実際のつくられ方って新築だけではないし、見た目は普通なんだけれども、中に住んでいる人が割りとおもしろいとか、そういったことは結構あったりするんで、そういったものを文京区の景観の豊かさとしてはより何か、先ほどのワーキングという形でもいいですけど、酌み取って行って、言語化していくとおもしろいかなと思っています。

○岸田会長 ありがとうございます。建築の分野でも、今ようやく日本でも新築よりもイノベーション、レストレーションといわれる古いもの、だけど文化財というほど古くはない、そういうものも手を加えながら現代的なものに蘇がえらせるという、一つ大きなムーブメントにもなっておりますので、今ご指摘の点などは景観行政において生かせれば、これは本当にいいと思いますね。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、山田先生、どうぞ。

○山田委員 ありがとうございます、ご説明も。集合住宅についてはどのようにお考えになられているのかというのを1点お聞きしたいんですけど。

○岸田会長 これは建築のジャンルごとに違いがあるのかどうかということでもあるんですが。

○崎谷アドバイザー 集合住宅について、先ほどここ数年の推移でもご紹介したんですけど、建築物が非常に増えていて、正に集合住宅が増えているなという印象がありまして、文京区は非常に住みやすいまちなので、例えば建てれば売れるみたいな形でどんどんマンションが建っていて、僕は2011年ぐらいからずっとアドバイザーをしてはいるんですけど、文京区に建てるんだったらこういうのじゃないと売れないよねみ

たいな形のものが、最近は比較的増えてきたのかなというのが感覚的な印象としてあります。

前はもう少し、例えば黑白のぱきっとしたマンションなどが多かったような気がするんですけども、元々出されるときから、文京区で建てるんだったらある程度文京区になじんだような、文京区に住みたい人の嗜好に合わせた格好の建てられ方が増えてきているのかなと思いますし、ちょっと紹介したように、ある程度緑を沿道に配置して、豊かな暮らしを出すようなことも比較的前よりはというか、増えてきているような印象があります。

ただ、それは設計者の方の考えとか事業者さんの考え方がすごく大きくて、景観計画があつて、それを読み込んでやっているというよりは、文京区は元々守っている、若しくはちょっとずつここ数年でつくられてきたエリアのイメージみたいなものでやられているという印象です。それでもやっぱりもう少し頑張ってもらいたいというところの、集合住宅の課題に関してはいろいろとコメントもさせてもらっているという状況ですかね。

○山田委員 ありがとうございます。ちょうど私、さっき出てきた小日向に今住んでいまして、先ほど映っておられたお宅もよく分かっているんですけども、小日向は今、まとまった大きな空き地が売りに出されると、ワンルームマンションが建つ状況なんです。事業者にもよるんですけども、利益を追求してコストを抑えたものであると、先ほどおっしゃった住宅に合わせた風情だったりとか、優良化というんでしょうか、そういうのが見られるとおっしゃったんですけども、本当にかげ離れたものの青写真が出てくるわけです。

この景観づくり審議会において、そういったことは話されることではないんですけども、まち並みというふうに考えたときには、戸建てがあり、集合住宅もあり、それから今、それこそ共生社会といわれていまして、保育園もあり、介護施設もありと、まちの中に普通に出てくるわけです。そういったことを考えたときに、これからの景観づくりというものが、そういったところでもう少し、せっかくこういういい審議会があるのであれば、うまく文京区、特色のあるような共生したまちづくりという意味では、そういう大きな集合住宅だったり、先ほど言った社会福祉の施設も考えていかれるといいのかなというふうにちょっと感じますので、ご質問させていただきました。

○崎谷アドバイザー ありがとうございます。

○岸田会長 補足ございますか。

○崎谷アドバイザー そういった全ての物件・案件を協議の対象にかけているわけではなくて、例えばワンルームで規模がある程度小さかったら、勝手に建っちゃうみたいなどころはもちろんありはするんですけども、繰り返しにはなるんですけども、もう1回景観計画をつくって、こういった事前協議制度などもやる中で一定の効果は見られると。でも、改めて文京区のエリア価値というものをリリースする必要があって、小日向がすごくいい住宅地だということももちろんあるんです。

何がどういいのかというのをメディアとして出していくことが、事業者さんにも少しは抑制効果になるのかなと。なかなか知られてないというところもあったりすると思いますし、制度の網の目をかいくぐって小日向の価値だけをうまく利用してという事業者さんでもどうしても一定は出てくるので、この制度ができたから終わりというんじゃなくて、この制度をベースにして、今、文京区のエリアの価値って何なんだろうということ、正にこういった場所とか、もう少し実務的なレベルで議論してまとめて、発表できたりするといいのかなという印象があるんです。

○山田委員 ありがとうございます。

○岸田会長 ありがとうございます。今の点に関しては、事務局のほうにお尋ねしたいのですが、多分、今先生が言われたことは、建築協定的なある程度強制力が伴うような制度と、あくまでも景観協議というのは要望であったり指導ですよ、法的には、その中間的なような完全な強制でもないけれども、無視するわけにもいかないという制度がこの景観協議の中でできていくと本当はいいんでしょうけれども、その辺は可能性はあるのでしょうか。

○有坂幹事 アドバイザーが行っている景観事前協議は条例に基づくものですので、それでも強制力はあるんですけども、景観法に基づいた届け出も景観事前協議が終わった後に行っていますので、そういう意味では一定強制はされているのかなというところではあるんです。

○岸田会長 そうですか。僕が実際に聞くところでは、一応建前としては強制力のあるような指導ではなくて、あくまでも行政側の要望だと聞くことが多いのですが、本当にそうですか。条例に基づく強制力があると。

○有坂幹事 アドバイザーから要請事項を出したものが全て事業者側に受け入れられるということではなくて、コスト面ですとか施主の考えということがかなり優先されてきまし

て、先ほど確かに強制が一定かかっているとは言ったんですけれども、どうしても景観法自体もそこまで強いものではないですし、考え方とかいうのは個人個人が違うので、アドバイザーからこうしたほうがいいよ、という提案をしたとしてもなかなか受け入れられなくて、協議が不調に終わってしまうものもありますし、逆にアドバイザーが要請した以上のことをやってくるような業者であったり施主さんというのもの中にはいらっしゃるんです。

なので、平均して事業者さんが景観形成にご理解いただけると、より良いものができると思うんですけれども、そこまでの意識には確かにまだ至っていない状況だと思います。

○土田委員 今のお話に関連して、さっき僕が暴言を言った、景観法ができて、これが全能的に物が動くみたいなのところがあったりなかったりするんですけれども、先ほど会長がおっしゃった、景観をきっかけ、軸にして、いろんなことがうまく収まっていくようなムーブメントが望ましいというのは、僕もそう思っていて、例えば小日向のワンルームマンションの話なども、実は文京区はワンルームマンションを規制する条例って結構早い時期から持っていたりとか、町会の管理人はそうしなさいとか、用途地域に対応して天井高まで規定しているぐらい、実はすごく厳しい建築規制を持っているんですけれども、そこは敵もさるもので、それはそれなんです。

先ほどアドバイザーの方のお話にあった日本女子大学の緑なども、僕もああいう案件をとっても扱うんですけれども、そのときに一番抵抗勢力のあるのは、実は区役所が定めている緑化基準なんです。あそこの境界上に緑を植えると、実面積の1.2倍やるよ、みたいなさもしい区もあって、文京区じゃないですよ。先に言うておきますけど。そうすると、区の基準に合わせると、ここは塀の緑しかないみたいなことをいわれてしまうと、景観協議はどうにもならないんです。

そんなこともある中で、景観法の景観計画云々ではなくて、できれば景観というキーワードにして、例えば道路も建築も公園も緑も色彩も全部一遍に議論できるようなプラットフォームとして機能していくと、もっと相互の、風通しの悪いと言うと大変失礼ですけれども、役所の中の横の壁も議論できるかなと。それに法律が被さったので、担当課が1個できちゃうと、またその壁ができちゃうんです。なので、そういう意味で少しフレキシブルな状況ができていけばいいかなと思っています。

○岸田会長 今のお話でよろしいですか、清水先生。

○**清水会長職務代理** 皆さんの後に話しましょう。

○**岸田会長** そうですか。今の緑の話に関係するんですけれども、今日ご報告をいただいた中層の集合住宅のこれですよね。これも脇に確か植栽を施しているんですか、道路に面して。あっ、これですか。多分これも、今、土田先生がご指摘になった条例におそらく則って。

○**土田委員** 緑化基準は持っていますよね。

○**岸田会長** 緑化基準ですよ、これ。よく考えてみると、日本人は緑というと抵抗感なく、どんな状態でも受け入れる傾向が一般的にはあるのだけれども、例えばこの植栽にしても下の下草が、細かいことを言うようですが、実はああいうのって気楽にごみを捨てられるような装置になっちゃうんです、現実的には。

だから、どういう緑がいいかというところまで、あるいはこれだけ緑が必要なのかということまで含めてコントロールし、あるいは意見をいえるようになったほうが本当はよくて、だから正に土田先生がおっしゃったような行政側のある種縦割りの権限みたいなものもこういうところに反映されているような気がして、全体としてコントロールできるようにする、あるいはそういうプラットフォームというんですか、そういう場があると本当は望ましいと思います。

それで清水先生、先ほど手を挙げられていたけれども、どうですか。

○**清水会長職務代理** ちょうど今日崎谷さんとはお久しぶりだったので、私はつくったときからどういうことが起こっているのか一番聞きたかったので、今日初めてこういう機会ができたんです。

いっぱい聞きたいことはあるんですけれども、1つは、ずっとアドバイザーをやられていて、今日はどちらかというといい事例を持ってきていただいていると思うんですが、私が一番知りたいのは困っていることなんです。例えば困っている事例であったり、景観計画をつくって結構経ちますから、今見直すべきことが何かあるのかということをお聞きしたいというのが本当なところでして、根津につきましても、あれはあのときの経緯として、どこを重点地区にするかという議論があって、根津に決まったわけです。そのときにほかに4つぐらいの候補があったわけですが、当然根津でやったことを次に生かしていくということになると思いますので、根津で今はこういうことが分かったということとか、それもお聞きしたいことです。

また緑化について言うと、私が非常に疑問なのは、建てたときの緑化ですと、屋上緑

化というのがそれに入っているんですけども、それは新築時のみになっています。ですから、それが新築のときには認められても、その後、撤去されると、それがオーケーになっている。これは仕組み自体がおかしいんですけども、それも問題だとか、いろんなところで問題は突いてはいるんです。

ただ、アドバイザーとしては、特に新築時だと思いますので、その時点に絞られると思いますけれども、今幾つか言っちゃって、例えば協議をされていて、こういうので何か逃げられた例があるとか、変な話ですけども、だからそのためにはどうすればいいのか。例えば景観計画をつくったときも、規模的にいうと、アドバイザーが見られる限度ということが結構議論になったと思うんです。

そのときにあんまりいっぱい拾っちゃうと、それは見切れないということで、規模がある意味決められたというところがあるので、それも問題は今ないのか、多様なことがあると思うんです。今、アドバイザーが4人になっているということは、昔から比べるとちょっと増えたのかなという気はするんですけども、それでやられていてどう思われているのかという、本当に全般的な話になりますけれども、いかがでしょう。

○崎谷アドバイザー ありがとうございます。おっしゃるように、今日ご報告したのは比較的この制度がうまく機能していますよというご紹介にはなるんですけども、そもそも自分も2011年からやって、景観計画ができてから長期優良もしくは重点地区なども入ってくるということで、件数が増えることが想定されて、それでアドバイザーが増員されたのかなと。

元々僕ともう1人都市計画の方、2人でやっていたところを、新たに建築の方と、自分は土木とか公共空間の専門なんですけれども、あとはランドスケープの方の4人でやっていて、それを2名、2名の2班で分担してやっています、実は。4人で一気にやっているんじゃなくて、2班で分担してやっています、とはいえ、区として協議を要請していくことなので、たまに合同会議というのを4人でやっています。それは窓口のほうで、これは合同で協議したほうが良いだろうという、大きな再開発案件とか、そういうことについては、まず4人でやっている。4人の中のいろんな意見ももちろんあって、複数の人で話し合いながらやっているという点については、自分としては比較的やりやすいというか、良いのかなと思っています。

それで困ったことというのでいくと、我々がコメントを出していくときのコメントの立ち位置みたいなものが、現場のほうでは結構困るというか、考えるところがあるのか

など思っていて、つまり自分たちは専門的な立場として意見はするわけですが、それが行政の文書として要請という形でいくと、かなりコンフリクトを生むようなことがあるんです、協議の窓口のほうでは。窓口の方が、事業者さんとアドバイザーの間に板挟みになることが起こり得るなということで、なるべくそういう要請という言葉じゃなくても、どちらかというとな設計者とか事業者の方と我々が伴走していくような立ち位置でできないかということをおもってまして、これは要請という形ではなくて、確認事項という言い方で、オフィシャル回答として出してもらおうことをやっています。

つまり要請として出して、それが事業者さんとか設計者のほうでなかなか難しいよと言われたら、先ほど有坂課長がおっしゃったように、不調とか協議がうまくいかなかった、もしくは窓口では板挟みに遭ってどうしようみたいなことになるので、実際どうなのかということを確認するコメントを出すようなこともしています。なので、その辺の僕らのコメントの立ち位置をどの辺にチューニングするかというのが困るといえるか、実務レベルでの必要なアレンジなのかなとおもっています。

○清水会長職務代理 今4人でやられていることでの対応はどうですか。それで何とかうまくいけているのか。本来はもっと一杯おられたほうがいいのかもしいないんですか。

○崎谷アドバイザー 自分の場合でいうと、2週間に一度、二、三時間の協議の中でやっているということで、数については多ければいいかどうか分かりませんが、少なくとも2人でやっていたときよりは、3人、4人居たほうが意見がいろいろ出るところで。2人だとどうしてもAかBかとかになるんですけれども、少なくとも3人から4人、たくさんいるとまた大変なので、多分、今三、四人というのがいいところなのかなとおもっていますけれども、数としては。

○清水会長職務代理 それで文京区内は、今のところは見切れているような感じなんですか。

○崎谷アドバイザー なので、先ほどの170件から220件のうちの半数以上がある程度、文京区の特徴を持った基準を基に協議してきているということで、その見ているものについてはうまく機能してやっているんじゃないかとおもいます。

○清水会長職務代理 あとは規模的なことで、規模が小さいがゆえに漏れているものが結構あると思うんですが、そこに結構問題が生じているのではないかとちょっと感じてはいるんですけれども、どうですか。小規模なものはその義務が全くないということについては。

○崎谷アドバイザー それはまち中を歩いていて、例えばこれは建物じゃなくても、屋外広告物などでいうと、必ずしも手続をとってからやらずにやっているのが見受けられたりするの、それは気付いたものをアドバイザー会議で情報をシェアして少しずつやるということはやっていますけれども、見守りパトロールみたいなことを制度としてやっているわけではないので、個人個人でやる場合は、気付いたレベルで事務局のほうに上げているという状況かなと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。ちょっとお待ちください。先ほど金子先生が手を挙げておられた。

○金子委員 すみません。ありがとうございます。アドバイザーの崎谷さんが最後に結ばれたように、文京区の一定の既存の魅力を持っていくということとこれからつくっていくというのを、私たちのこういう議員という立ち位置だと、住民の皆さんからさまざまな案件でご相談を受けるので、具体的な事例をちょっと挙げて、今日の資料との係わりで、この基準の運用というのを教えていただきたいと思います。

具体的な事例というのは、今日、賞もとったしろへび坂のちょうど筋向かいにある、藪下通りに面した石垣がありまして、藪下通りは森鷗外という名前も出てきますし、永井荷風とか樋口一葉とか、太宰治も近所に住んで居たというので文章上あるようなんですが、ここの石垣は丸石の石垣なんです。庭園を研究している方にちょっと聞いたときに、これは庭園の石を使ったんじゃないかといった方もいたんですけども、ちゃんと確認できていません。文化財にもなってないんですけども、この景観計画の13ページに写真が出ていて、森鷗外が散歩したといわれる藪下通りと、ここの場所が石垣の部分に出てくるんです。

これは平成9年でしたか、景観基本計画にも同じ場所が出ていて、千駄木の駅前まちづくり計画でしたっけ、あの中でも文化的・歴史的というフレーズに触れられて、この石垣が写真に出てくるというところで、地元の皆さんの中では一つの宣伝のロケーションになっている場所なんですけど、ここは石垣の上の敷地が今、マンション計画で、一部工事も始まっています、この石垣がなくなるという計画になっています。景観の事前協議も昨年6月に調ったという形で推移しているわけです。

聞きたいのは、今日は、例えば資料1号で件数が何件ということで計画が示されているわけです。2ページのほうで指導事項別内訳（協議終了案件）ということで、これは30年度の分になるわけですが、例えば指導事項の内訳というのは配置から始まって、

大項目だと3つに分かれていて、あとは小項目7個になってくるんです。例えば外壁の色彩とか石垣という、そういうものなのかなという気がするわけです。

それで、この指導事項の内容というのは、この下に細かくさらに説明が付けられているんですが、今日手元に置いてある景観計画を見ますと、さらに具体的に書かれています。例えば景観形成基準の一般基準ということで、擁壁とか法面とかどういうふうに考えているのかなと見ると、例えば石積みや緑化ブロックの自然素材の使用や既存のものを一部再利用するというのも、書きぶりの中では示されていたりするんです。

そして、冒頭の話に戻りますけれども、アドバイザーの皆さんが4人の体制の中でやられていて、一定見ながらつくっていくとなったときに、老朽化した、例えばそういう石積みなども一旦壊すということはあると思うんです。もしくは大分壊すとか。そういうものを少しでも残すとか、再利用するということは、昨年度の事例の中では細かい基準、この計画の中にはそういう書きぶりもあるので、そういった事例は実際にあるのかなとか、再利用して何とかそういう昔の風情も残るけれども、新しい価値もつくれるという取組とか、これは法的拘束力はないのでという議論も踏まえた上ですけれども、要望していこうとか、そういう議論とか発想とか、そういうのは実際にどんなふうなんでしょうかということを知りたいというのが1点です。

それから、これは事務局になるのかもしれませんが、景観計画の中の当該の箇所に繰り返し石垣の写真が出てくるというのは、区の計画上も大事にしているロケーションなんだろうと思うんですけども、その基本的な考え方を教えていただければと思います。

以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。こういう玉石の石垣等、古い既存の施設をどう利用するかということだと思いますが。

○崎谷アドバイザー 藪下通りのは7ページにも写真が載っているものですか。

○岸田会長 そうですね。

○崎谷アドバイザー 正に多分こういったお話かなと思いますけれども、もちろん我々アドバイザーの中にはこういった考えを大事にして、例えば石積みで使われた石をもう少し再利用できないかという考えはもちろんありますけれども、おそらくそれで実際やられた事例があれば、今日ご紹介できていたかなというぐらい、実際的には最初からそういった形で出てくるのはほとんどないという状況なんじゃないかと思います。

これを要請として何とか使えませんかという話をすると、コンフリクトが起きるという状況ではあるんですが、そもそもの話でいくと、さっき紹介した保存樹木がどうやって残ってきたかという確認まで我々は取れてないわけで、実は残ったのはキンモクセイだったんですけれども、所有者さんは代わったけれども、この木だけは残してくださいみたいな形で引き継がれたのかとか、要は地権者の方や所有者の方の景観に対する思い入れみたいなものが、こういったのが残っていくか残っていかないかというところで結構あるんじゃないかと思っていて、藪下通りの擁壁についても、これが大事だというふうに所有者の方が開発者の方に伝えていかないと、なかなか残っていく可能性もないんじゃないか。

行政的には残してくださいとか、何とかありませんかという話はできたとしても、あとは沿道の方がこれが大事だというふうに声を上げていく中でも、所有者の方とかこれを管理されていく方がどう考えるかという非常に難しい問題があるのかなと思います。

なので、例えばこれを残して開発していくことが、このエリアの価値にすごく寄与するんだということを、価値として共有していくようなことができないと、制度の中では何とかしていきたいというのが言葉にも書かれていますし、我々の中にもあるんですけれども、実務のレベルではちょっとまだ難しい部分なのかなと思っています。

○岸田会長 ありがとうございます。

それから、2つ目の区の文化財ではないけれども、こういう景観計画で取り上げられている坂であるとか構築物についてどういうふうに評価し、またそれを行政に反映していくかというお話だったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○有坂幹事 この藪下通りの石垣につきましては、確かに景観計画ですとか、景観計画以前の景観基本計画のときにも写真を掲載してしまして、こちらは文章にもありますように、文豪ゆかりの史跡といいますか、森鷗外が通った道だということで、文京区ならでの景観も残せばいいなという意味で掲載させていただいているんですが、こちらの石垣につきましては、藪下通りが建築基準法第42条の2項道路になってしまして、セットバックが必要になってくる。さらに、ここの土地でいいますと、2項のセットバック線よりさらに民地側に官民境界線があるということで、どうしても石積み自体は壊さなければいけないという状況になっています。

あとは土砂災害警戒地域のイエローゾーンにもこの石積みの対象となっているということで、景観事前協議に事業者が持ってきた内容も、石積みを復元するということでは

なくて、新たに擁壁をつくるというものになっていました。

我々としても、こういう石積みの状況、今と同じような状況を残せるものであれば残して欲しいという気持ちはありますが、地域の安全性を高めるといった意味では、新たな擁壁がつくられるのは仕方がないのかなというところではあります。

ただ、そこでアドバイザーたちが頑張っていたいただいているのは、同じ玉石での石積みということは難しいですけれども、何となく雰囲気を残したような、かつ安全性の高い擁壁ということで、緑を設えていただいたり、この場合、2段形状の擁壁になるんですが、1段目の低いほうの擁壁については、少し石っぽい雰囲気の間知ブロック積みのものになって、後ろはパネル状のもので擁壁をつくって、上からは少し枝垂れるような植栽をしていただくということで、安全で、かつ雰囲気を残した景観になるよう指導していただいているところです。

○岸田会長 ありがとうございます。今のお話は、既に協議が終わっているものなんですか。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 ただ、報告に上げられた19年3月までの協議じゃなくて、最近のものなんですね。

○有坂幹事 はい。今年度のものです。

○岸田会長 安全に係わることは非常に重要なので、当然無視はできないけれども、今の細街路のことについては、どのくらい前だったかはっきり覚えてないけれども、大阪の飲み屋街が焼けちゃって、あれは何とか通りっていうんですよね。

○土田委員 法善寺横丁です。

○岸田会長 あれはとんでもない細さですよ。だけど結局、最終的には建替えが認められたんですよ、拡張しないで。だから、かなり高度な判断が必要なのかも分からないけれども、やろうと思ったら細街路は必ず守らなければいけないというわけでもないかと。

○土田委員 3項道路が指定できれば。崩壊危険区域のイエローがそれでは放置できない、役所の。

○岸田会長 だから、崩壊は比較的技術的な問題だから、やろうと思ったら解けないわけではないですよ。これはあまり個別なことをあれしてもしょうがないんですが、結局は文化財ではないにしても、住民の方々、あるいは行政がそれを残すことにどういふ

うに判断されるか、そこにかかってくるのではないかと思います。

先ほどの緑の話もそうなんだけれども、もうちょっと法的な規制というのを柔軟に運用できるような仕組みがあると本当はいいのではないかと個人的には思いますが、非常に大きな課題ですよ、これは。一旦始めると非常に波及効果が大きいというか、影響が大きい問題でありますので。

たかはま先生、どうぞ。

○たかはま委員 ありがとうございます。先ほどの有坂幹事からのご発言で、本当にいろいろな法律が絡んでくる、難しいバランスを取りながらやっていらっしゃるんだなというところを感じているところですけども、私からお伺いしたいのは、先ほど清水委員からの届出義務の場合、小規模なものが埋もれてしまわないようにということですけども、どの程度、届出義務よりも小さいものが、現場の感覚として景観を形成していくところが浸透しているのかお伺いできますでしょうか。

○崎谷アドバイザー 紹介した件数でいうと210件ということで、実際のごくごく一部だろうなと思っています。ほとんどが申請対象でないもので景観がつくられていっている中で、網羅的に見るのはなかなか難しいんですけども、だから根津の話は多分分かりやすいというか、でも根津は全部出るからちょっと違うのか。制度で一定の効果とか成果はあると言えるんだろうなというのはあるんですけども、出てこないものをくみ取る回路が行政としてあるかといわれるとないので、答えが難しいんですけど。

○土田委員 僕が勝手にしゃしゃり出てもしようがないんですけども、基本的に文京区さんのアドバイザー制度の、可能性と限界と言うとちょっとネガティブに聞こえますけれども、今やっておられることについては、先ほど申し上げたように一般は大規模建築だけのものが多い中で、長期優良みたいな、要は比較的小さくても長く存在するものは景観に影響があるという、とても紳士的かつ常識的な景観計画になっているので、何が言いたいかという、ほかに比べると、もちろん総量の問題はありますけれども、協議・調整、事前協議している割合については、ほかの区よりも多いと思っています。

ただ、基本はアドバイス業務なので、全部を底上げすることはそれほど直接的ではないというか、あくまで振り台にかかったものを間接的にアドバイスをして、より良くしていく。完成形に持っていくことができない。これは簡単に言うと、アドバイザーの方たちが事業者と直接対峙しない形で協議・調整をしています。要はキャッチボールを書面上でやっているということも、ある種量をさばく意味でもそのほうがいいと思います

し、逆に眼前に事業者がいて、仮に劣悪な金の猛者みたいな事業者が居たら、多分アドバイザーの方たちは心が折れちゃいます。だって良かれと思ってアドバイスしているのに、そんな金にならないようなことをなぜやらなきゃいけないんだということを面と向かって言われることになったら、多分アドバイザーのなり手がなくなる。

文京区さんのシステムというのは、ある意味、直接話をしないという意味でいくと、これだけの量をちゃんとこなせている。ただ、裏返すと、全部が良くならない。今ご指摘にあった基準を抜けてしまうもの、もしかするとそれはマスのゾーンかもしれない、量的には。ただ、それまで全部フォローアップできないけれども、ほかの所に比べると、かなりの量をいい方向に導いていただいているアドバイザー制度だとまず考えるべきだと思います。

それともう一つは、一方で最後、繰り返しになりますけれども、つくるとかいったときの話としては、重点地区をかけた地域の合意が一定程度、ある面的な中でほとんどのことが共有案件として上げられる。先ほどコンバージョンどうなんだとか、景観賞の中に活動賞があるので、例えば活動みたいな話も合わせ技で底上げをしていくようなフィールドとしての重点地区については、例えば4人のアドバイザーが全部入るかどうかは別にしても、そこの重点地区をちゃんとフェース・トゥ・フェースでやろうよとかいう、今どうやっているか詳細は存じ上げないで言っているんですけども、そういうふうにしていって、気が付いたことは逆に攻撃的に、これちょっと相談しないとか、相談した結果を公開していく、PRしていくみたいな攻撃的な景観デザインみたいなことも可能だとすると、多分重点地区ではないかなと思います。

基本的なこの制度のいいところはいいところと認識して、足りない、もしくはもっと攻めるところをどうするかという議論のほうが多分よろしいんじゃないかと思いました。すみません、長くなりまして。

○たかはま委員 とんでもないです。ありがとうございます。そうすると、アドバイザーの皆様がすごく忙しい時間を割いて4人で回ってくださっていると。大きな建築ですとか長期優良住宅に関しては、すごく話を聞いてくださって、いい関係をつくってやっているところを、ぜひ周りの人にも知ってもらって、このまちはこういうふうなものを理想としていますよというのをもう少し広めていけるといいのかなと思っています。

一例で言うと、私が住んでいるのは、本駒込の寺町基準のかかってくるところなんですけれども、寺町基準の理想とする建物の一例としてはこんなものですよ、みたいなも

のを一般の、特に基準にかからないような、一般の建物を建てる时候にも意識できるようにしてあげるといいのかなと思います。ありがとうございます。

○土田委員 その効果を景観賞に期待したいんですよね、実は。

○岸田会長 ありがとうございます。それでは、清水先生どうぞ。

○清水会長職務代理 今のサポート的な話なんですけれども、寺町基準のところには寺町基準のことが59ページあたりに書かれているんですけども、あと規模のことについて言うならば、ちょうどこれが一番分かりやすい。根津の冊子がありますよね。これの8ページに、今、届出対象となるのはどのぐらいの規模になっているのかという表が出ています。これを見てお分かりになるように根津地区は全てが建っていて、それ以外の所の第一種低層住居専用地域では敷地面積が200平米以上となっているわけです。だから、200平米以上ということは、200平米未満は出てこないということになります。これはほかの根津以外の所は。

そうすると、ある程度大きなものに限られているので、私、先ほどちょっと質問したのは、それで問題を感じられてないのかということをお聞きしたということです。これはアドバイザーの方が限られているので、できないんですよ。大変な仕事になっちゃうので、このぐらいというところになった経緯もあったということです。

○岸田会長 ありがとうございます。たかはま先生、いかがですか。

○たかはま委員 分かりやすいコメントありがとうございます。例えばアドバイザーの方の仕事をこれ以上増やしちゃうわけにもなかなかいかないの、基準を満たさないところに、届出ではなく、アンケートが送られるみたいなことがあってもいいんじゃないかというのが一つ、思いつきですけども。そうすると、建築される方が寺町基準なら寺町基準でも知っていた上で、私はこういう設計がしたいというふうにしているのか、それとも知らないがゆえにこういう色になってしまったのかというところが分かってくるのかなと思います。どうもありがとうございました。

○岸田会長 アンケートというのは事務局のお仕事として大変な面もあると思いますので、できる範囲で現実的な、ある意味、情報の広報と言ったらいいんですか、そういう面で工夫ができればいいかなと思います。

それでは、ほかに。

時間の確認なんですけど、元々意見交換のようなものは確か25分ぐらいまでと書かれているんですけども、その予定は変わらないということによろしいんですか。15時2

5分というふうに書かれているんですが。

○有坂幹事 一応この審議会自体は3時半までということになります。

○岸田会長 これまでご発言いただかなかったんですが、公募委員の先生方と行政の区のほうの委員の先生方、いかがでしょうか。何かございましたら。飯森委員、どうぞ。

○飯森委員 2期目で、随分リラックスして今回は参加させていただけて、前はかちこちで何だか分からなかったんですけども、今回は審査のほうのも見させていただいて、こういうものなんだと思って、最初応募したときに、本当に文京区ってきれいなまちで、この景観がずっと守られていったらいいなという思いで参加させていただいたんですけども、今度、逆に委員になって選ぶほうになったら、いろんな推薦の建物などの写真が来て、見て、今議論されていたこともそうなんですけれども、ちょっとひっかかっちゃうと全部だめになる。せっかく区民の方が推薦してくださったものもやっぱりひっかかっちゃうというのがあって、自分が最初に応募させていただいたのとちょっと違った感覚になったんです。

でも、ここで学ばさせていただいたことで、景観を守るということと法律を守るというのは両輪の輪のような気がして、その中でどう盛り上げていくかという運動というか、動きがあるようにこれからいけたらいいかなって思いました。

○岸田会長 具体的に今日挙げた4つでしたか、事例が報告されたんですが、その辺についてはいかがですか。今のご意見を踏まえて言いますと。

○飯森委員 実際に実地で見に行かせていただいて、本当に推薦してくださったという区の方の思いが分かるような感じで、私も区民ですので、そういう思いで、落としたくないなんて思うんですけども、やっぱり看板が道路にひっかかっているとか、あと電気が出ているとか、そういったことなどになってくると、やっぱり。でも、そちらのアドバイザーの方というのは強制力もないわけですね。そういった形で、知らないで出しているというので、せっかくの選考から漏れちゃっているのもあるかななんて思っ見ましたけども。

○岸田会長 すみません。私がちょっと誤解していました。今日報告が挙げた4例というより、むしろ受賞のほうの話でございますね。推薦の思いが伝わらないということでおっしゃっていたのは。

○飯森委員 はい。

○岸田会長 実際、崎谷さんはいろいろご指導されている、その結果としてでき上がった

ものが、場合によっては賞の対象になるということも当然あるわけでございますよね。先ほどの日本女子大の例もひょっとしたらそうかもしれませんし、確かに区民の方のご意見は貴重であって、それを生かすようにするというのがこの賞であり、景観行政の目標であるんですが、今日のお話からすると、行政的ないろいろな指導は完全ではないけれども、一定の成果があるということは、皆さん具体例を通してある程度理解されたと思うんですが、さらに区民のもっと細やかな視点を生かせるようにしたほうが良いということでもよろしいんですね。

○飯森委員 それだけじゃないです。私がたまたま無知だったのかもしれませんが、そういうことでもひっかかっちゃうのかということがちょっとあったので、推薦の基準がためらっちゃうようなところ、せつかくきれいだと思ってもためらっちゃうりとか、そういうのがあると数字が集まらなかったりとかあるのもまたあれかなと思うんですけれども、そういうのをソフトなムードで啓蒙していくようなムーブメントがあってもいいんじゃないかと思います。

○岸田会長 行政としては、法に抵触するようなものを賞として奨励するわけにはいかないので、その辺は難しい基本的な問題があるとは思いますが、なるべく効果がいいほうにいくように区民の皆さんの意識を高めるとか、あるいは景観というのは実は大事なんだという啓蒙的な効果が出るように、生かすようにしていきたいと思います。

○飯森委員 そうです。そういう動きがあったらいいなと思っています。

○岸田会長 分かりました。どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうですか。行政の立場でいろいろご苦労がおりだと思えますけれども、今日かなり縦割りの行政の話も出ましたけれども、何か一言ご意見があれば。環境の行政というのは、とにかくそう簡単にはいかないというのは皆さん共通にご理解いただいていると思いますが、どうでしょうか。

○高橋委員 今日アドバイザーの方からご報告があったように、協議案件については本当に丁寧に景観の誘導をさせていただいております。この規模については、一定大きなものは良い景観をつくと周辺に影響を与えていくということで、良い環境をつくるために一定規模を定めております。ですので、まちの雰囲気がつくられているので、戸建ての方たちについても、自分は赤色が好きだから赤にしたいとか、ピンクにしたいというときも、周りを見ると抑制が働いていると思うんです。そういった意味で今のアドバイザーの協議によって、文京区の目指すべき景観はしっかり誘導できているのではないかと

考えております。

とは言いながら、条例に基づきながらもお願いということですので、一定程度緑を整備するというのは、緑化の基準などでこれは守らせるというところについては、ある程度しっかり誘導もするという、お願いということバランス良く行いながら、文京区の目指すべきいい景観を誘導できているのかなど、手前みそですけれども、今考えております。

○岸田会長 ありがとうございます。どうでしょうか、今のご説明に対して。武田委員、どうぞ。

○武田委員 発言の内容がこれに適しているかどうか、ちょっと疑問なんですけれども、私、景観の委員をやったときに、景観の中の一ファクターとしてすごく気になるのは巨大樹木なんです。巨大樹木と先ほどの景観アドバイザーさんとの係わり方というのはどうなのかなというのを思うのと、それから緑というのはいいですけども、秋になるとものすごく落ち葉がいっぱい落ちこちて、それは季節いかんによってもものすごく変わってしまうというのをちょっと感じていまして、巨大樹木に対する景観の位置付けというのをどういうふうにと考えたらいいのか、ちょっと分からなかったのが今回あります。

○岸田会長 ありがとうございます。これはどちらのほうからご意見をいただいたほうが、まず有坂課長さんですか。

○有坂幹事 大きい樹木につきましては、景観計画の中でもいっているんですが、所有者の方からのご了解とか、地域の方から景観重要樹木というものにしたいというご意見などがあれば、景観重要樹木に指定することは可能なんですけれども、ただ、切る切らないとか、そういったことに制限もかかってくるので、難しいところではあると思うんですが、一応そういう制度もあります。

○土田委員 景観以前に保護樹木の制度があつて、さらに抜け落ちたものを景観樹木ということでフォローアップするかどうかということかと思えます。

○岸田会長 現状、景観の関係する条例で位置付けられている樹木というのはあるんですか。保護。

○土田委員 101ページです。

○有坂幹事 現在は景観重要樹木はないです。

○岸田会長 景観上はないと。

○土田委員 指定方針だけはあります。

○**岸田会長** だから実際、指定されているものは今のところはないということですね。そうですね。じゃ、実際に、例えば崎谷さんがアドバイスされる時はどういう扱いにされているんですか。

○**崎谷アドバイザー** 開発前の状況写真なども提出することが義務付けられているので、その中で立派な樹木があれば、これは計画の中でどういうふうに扱われているかという確認はもちろんいたします。

我々のところに出てくるときは、先ほどの協議の種別、内容でいうと、配置という部分が結構固まって出てくるので、どうしてもこの樹木が切られてしまう状況で、例えば配置計画が出ている場合、そこから先、配置を変えてくれということを行行政がしづらいという状況であるので、そういう場合はそこにそれがあつたことを何かしらの別の手段で伝えることはできませんかという話をするとか、それぐらいしかできないんですけれども、一方で、でも残せそうなものを残してもらおうようなことを、配置に影響がない範囲で何かできないみたいな話もやったりするという、本当に協議のときに出てきた状況によるんです。思いとしてはあるけれども、具体的にやられているかという、難しいという状況ではあります。

○**岸田会長** 分かりました。ありがとうございます。

どうぞ、清水先生。

○**清水会長職務代理** 景観重要樹木って、文京区はないんですけれども、台東区だと結構あつたりするんですけれども、今のお話を聞くと、持ち主が言わないとだめということになっているんですか、今。台東区だったら、おそらく先に区のほうが決めて、それを住民側が認めればオーケーになっていると思うんですけれど。

○**有坂幹事** 景観計画101ページにございますが、景観重要樹木の指定方針ということで、特にここには所有者の方から申請があつた場合ということを書いてなくて、地域の歴史や文化と関連が深い、あとは地域のランドマークやシンボルとなっている、そういった樹木について指定ができるというものですので、区から所有者に対して指定したいということを書いて、指定するというのも可能ではあります。

○**清水会長職務代理** おそらくそうしていかないと進まないと思うんです。自からというのはなかなか出てこないと思うので。ここに書いてあるとおり、周りの景観にとって重要なものというのは、そっちの立場から、外から見ないとだめなのではないかと思いますので、それを持ち主の方がどうしても拒否されるならば、しょうがないというスタン

スかなという気がします。

あと、その場合には、持ち主の方に何がしかのメリットはあるのかですよね。先ほどの石垣もそうなんですけれども、例えばほかの自治体ですと、何がしかの補助が出るとかいうのがあると、結構残っていくんですけれども、自主的にというふうに言っていると、いつまでたっても残っていかないだろうという気はします。

今回、特にこういう基準のところになっている貴重な石垣であれば、これを原状復帰、例えば先ほど2項道路とおっしゃいましたけれども、それだったらそれで、セットバックしたときに、建てるときにこれを使うと補助が出るとか、そうなるにつくられていくのではないかと思うので。

○岸田会長 いろいろ規制すると同時に、事業者にとってメリットもあるという制度が整うと、指定されてなくても景観の重要なものを生かすということになっていくのではないかと思います。ですから、これはある意味、条例の改正というか、あるいは運用の問題になるんですか、指定樹木であれば。

ただ、1点だけちょっとお聞きしたかったのは、持ち主の合意が必要なんですか、指定に。それは条例上定められている。

○土田委員 ご指摘にあった緑の問題、特に大きな木というのは景観形成ないしは景観デザイン上、歴史と文化というのはとても重要で、ジャックと豆の木じゃないので、木は一夜にして大きくなりません。

ということは、例えば樹齢100年なのか200年なのか、それとも仮に50年ぐらいたとしても、樹種によってはとっても大きくなります。それだけの時間そこに居たということは、地域の人たちとともに居たというふうに一義的に理解するのが、景観上はとても自然だと思うので、特段の位置付けがなくても、例えばアドバイザーのグループも当然そう思っていると思いますけれども、大きな木があるということは、ましてやそれがストリートから見えるという位置にある。視覚的な意味での景観という、物理的な意味でも。

ということは、そこにその木がかなりの時間居たという事実がまずは大事で、そういう意味だと、位置付けがどうであるかは置いといたとしても、一義的には景観をつくる、ないし保全するという意味でいくと、この木はこれからも居続けるよねと考えるのが自然だと思います。

そのときに、今、会長からもお話があったように、所有者が、例えばこの木よりも俺

は金もうけだと。いい建築をつくって稼ぎたいという場合に何て言うか。例えば従前、景観賞でもありました例の本郷2丁目の旧楠邸のクスノキは保護樹木になっていたはずなんですけれども、一番最初の某デベロッパーのものが切る計画で出てきたときに、あれは議員の方も確か何人かおられたんですけれども、地元住民がどういうことだって追い込んで、結果残ったみたいな話になった。

これは先ほど僕が申し上げた、景観って地元の文化の問題なので、さっき言ったように、プロフェッショナルは時間が経っている木はまずは大事と考えます、当然。なので、いろんな働きかけもします。それに法的なバックグラウンドがなければ、できるできないという話もしますけれども、仮に地元で反対が起きない程度の話であれば、大変失礼な言い方をしてすみません。本当に失礼な言い方だと思いますけれども、地元で反対が起きないぐらいの話であれば、それだけの話かもしれないです。

先ほど緑の基準の話も会長もいろいろ言っていましたけれども、実は緑というのは我々が扱う材料の中で唯一育つ材料なので、今、アドバイザーのアドバイスによって植えられた木が50年後そうになっているんです、例えば。縄文杉ではないわけですから、都市の緑は。やっぱり寿命があって、いろんな中であるんですけれども、ある一定の年月を経た緑が一定量あるというのが、そののまちの住民の歴史・文化に対する認識のレベルの高さみたいなところなのではないかと思います。

なので、なくなってしまうことはとっても残念に思うし、某隣の区の子女子大学の隣の並木みたいなのが切られる切られないで、女子大の先生方が防波堤になったみたいな話がありましたけれども、あれだって切ってしまったって、また育つので、土木の発想は意外とそうだったりするんです。だって樹齢300年を超えるみたいな並木道なんかないんですよ。言っちゃ悪いけど。そういう意味でいくと、どういうふうにか考えるかというのは測地的にちゃんと考えていく必要があるかなと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。どうぞ、浅川委員。

○浅川委員 浅川と申しますけれども、よろしく申し上げます。今、クスノキの話が出ましたけれども、実際うわさだけで、オーナーさんは最初から切るつもりはなかったんです。それがうわさになって切るとなっただけで、あれはマンションと植木を一体化して開発していくということで、そういう方向で計画も進んでいましたし、マンション建てるイコール切るとなってしまうと、オーナーさんはおもしろいからほっとけとなったんです。新聞にも載っていたので。それだけはちょっとお話ししておかないと、勘違いさ

れると困るなど。

ちょっとついでにですけれども、指導事項172件のうちの55件ということは、3件に1件はそういう指導が入っているんだなど。ここで今、緑が出ましたけれども、緑のことで30件、外構のことで13件、これって設計の中でも最初に外構の工事、植栽工事は設計されていると思うんですが、これは条例に違反しないとしたら、正しく設計のセンスの問題かなと思います。それに対して、景観づくりにしっかりと貢献されているアドバイザーの方々はそれを見て、これはちょっとセンスが悪いんじゃないかというアドバイスなのかなど。それを思うのが自然かなとも思います。

あとは個人宅でもし植木とか植えるとすれば、設計の段階でその周りの景色に合わせてつくるのは当然のことで、そうじゃないということは設計の段階で決まったものを植栽の方がやらされているという判断だと思うんです。ですから、設計の段階でしっかりと景観づくりに対してアドバイスしていかないといいまちはできないということが改めて分かったなということになるかと思っております。

私もクスノキは大好きですので、皆さんで見て、幹を触ってパワーをいただいているという、そんな地域でかわいがられるような木を大切にしていくというのはいいことですし、そういう気持ちで景観づくりもやっていくと、まずアドバイザーの方に頑張ってもらっていて、もっとより良いまちづくりができていくんじゃないかと思いました。

一つだけ、さっきの千石の植栽の絵を見て、会長さんがごみが捨てられちゃうねという、そんな危惧されるようなお話がありましたけれども、いい植栽ができていたり、いい景色の所にはごみは捨てないですよ。ということは、ちょっとイメージ的に悪いかから、ごみを捨てられるんじゃないかということが感じられたということもすごく大事なことだと思うんです。本当にきれいなものに対しては汚さないです。捨ててもいいやというのは、きれいじゃないという感覚を持っているのではないかなど。ということは、私よりもアドバイザーの方がいろいろと苦勞なさっていて、そういうふうに思っていて、アドバイスされていると思っていますので、もっとより良いまちづくりのためには一生懸命アドバイスしていただきたいと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。武田委員からのお話はもう一つありましたね。落ち葉などごみが出るということだったんですが、これは景観行政の中でどう係わってくるかという、植栽はむやみに増やすんじゃないという趣旨ですね。ですから、緑の扱い、あるいは緑をどう感じるかというのは深い文化的な問題でもあるような気がしま

すよね。一般的にこうすべきだというふうにはなかなか言いがたいものがある。

今、浅川先生からご指摘がありましたけれども、例えばヨーロッパなんかへ旅行すると、フィレンツェにしてもローマにしても街路樹なんてほとんどありません。あるとしたら、フィレンツェだったらミケランジェロの肖像があつたり、あるいはローマだったら噴水なんかが、近世につくられた、そういうものが飾られているという都市空間ですよ。それでもこれは緑がなくてひどい都市だという人はまずほとんどいません。

だから、緑をつくれればいいんだというところは、ちょっと判断が停止しているという面もあるので、根津にしても緑を植えてもいいという人もいるし、ごみが増えるから嫌だという人もいる。だから、これは環境行政の難しさでもあるかなと思っております。現場、最前線に立たれている崎谷さんのような立場の方は大変ご苦労がおりますが、ぜひ総合的な判断としていいほうに持って行っていただければと思います。

それで、議論が尽きないような気もするんですが、ちょうど定刻になりましたが、今日とにかく言っておきたいという方がもしおありになれば、どうぞ。

○米田委員 今、いろんな議論が出ましたが、そういう議論にも少し係わってきますが、都市景観賞の創造賞に関する意見でございます。私、分科会で、現地調査でさまざまな景観物件を見させていただいているんですが、創造賞の中でこの作品は賞に値するだろうなという事例と、そうじゃないけれども、何かしら少し賞的なものをあげたいような作品にも結構出くわすんです。ですから、景観向上の促進と対象物とか対象者の裾野を広げるといった意味で、奨励賞的なカテゴリーを設けてもいいんじゃないかと思いました。

今の景観創造賞の対象物件等を見ますと、著名な建築家、大手建築設計事務所、大手ゼネコン等が設計・施工するような物件が多いんですけれども、文京区で、例えば建築設計事務所が500社ぐらいあるんですけれども、その中でどのクラスが取れるだろうかという、大体数社だろうかと思うんです。そうすると、仮に5社とすると100分の1、1%が対象になっている。それ以外は、ふだんの業務の中ではそういう可能性がなくなっちゃうと思うんです。

そうすると、この賞が遠い存在みたいなことになってしまいますので、例えば現地調査をクリアする、法的チェックをクリアしたような、フィルターをかけたようなもので、いいものだけでも、創造賞にはちょっと届かないだろうなというものに奨励賞等を、佳作というか、そういったものを与えると、かなりこの賞に興味を持つ所有者であると

か、又は事業者さんとか設計者が増えてくるんじゃないかと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。一つの宿題になり得るようなご提案だったと思います。今回、これを審議し、あるいは決定するということが無理なので、来年度以降の宿題とさせていただくということでもよろしいでしょうか。おそらくは事務上とか選考の趣旨とか、いろいろ議論しないといけないことがあると思いますので、そういう扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。

それじゃ、定刻をちょっと過ぎましたが、これで今日の審議会は終わりにしたいと思います。

○土田委員 すみません、1点だけ。先ほど清水先生がおっしゃった、困っていることとか改定すべき点云々の話については、事務局のほうにお願いすればよろしいですか。

さっきワーキングとか、僕、口走ってしまいましたけれども、策定委員会の委員長は清水先生がやられていたりしたんですけれども、例えば目標を設定して、そういう動いて来年できるかできないかみたいな話は、仮にですけれども、作業班を雇える雇えないという予算の問題もあるので、そう簡単にはいかないんですけれども、ここまで出てきた成果の再チェック、PDCAを回すための予備議論みたいなことをやるんならやる、やらないんならやらない、来年それを持ち越すかという話でもいいんですけれども、さっき先生が改定とか困っていることはないのかとご心配されていて、要は計画のメンテナンスってどのみち要るので、そういうことを今、多少ご意見があれば徐々にキックオフスタートみたいなことで、2回ぐらい相談会をやりましょうかみたいな話でもいい気がするんですけれども、そんなことをちょっと。先生がおっしゃった話が途中だったので。

○清水会長職務代理 そういう点でいうと、どちらにしてもこういうのって改定版が出ていくと、10年ぐらいかもしれないですけれども、それに今から備えていくというのはあるかなという気はしますよね。だから、検証して行って、より良いものにしていくべきものだと思いますから、今できることでしかないんでしょうけれども、予算的なことから。次第に準備していくのはいいのかなと思います。

○土田委員 部長もそこは無理だと思うので、そういう意見を聞き及んだということで。

○高橋委員 そうですね。この景観計画自体を見てもらえば分かるんですけれども、ある目標を設定して、その数値目標を達成するというものではなくて、文京区の特性をしっかり拾い込んで、どのようにアドバイスして、誘導していくかという計画になっていま

すので、その結果として、今おっしゃったような文京区の魅力がさらにしっかりつくられているとか、計る方法については何らか区としても考えてみたいんですけども、通常の数値目標の計画とは違うというところだけご理解いただければと思います。

○岸田会長 検証はどのようなものについてもある一定期間で一度はやったほうが、あるいは継続してやったほうがいいので、それではこれも来年度に向けての宿題ということでよろしいですか。議論すること自体に意味がないということは多分ないので、その辺、現在までの運用に問題がないのか、あるいはあるとしたらどうしたらいいのかという、そのような検証という趣旨で継続して議論していきたいと思います。

ということで、ほかになれば、かなり過ぎましたが、今回の審議会は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —